



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)7月3日
第1895号
月 曜 日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目 次

- 条例
 - 15 彦根市市税条例の一部を改正する条例 1
 - 16 彦根市子ども・若者会議条例等の一部を改正する条例 3
 - 17 彦根市火災予防条例の一部を改正する条例 4
- 告示
 - 167 自転車等の移動および保管..... 5
 - 168 介護担当機関の指定..... 6
 - 169 介護担当機関の指定..... 6
 - 170 介護担当機関の事業の廃止の届出 7
 - 171 介護担当機関の事業の廃止の届出 7
 - 172 居宅介護支援事業者の廃止届を受理したもの 7
 - 173 彦根市地域除雪作業委託事業補助金交付要綱の一部改正 7
 - 174 自転車等の移動および保管..... 8
 - 175 自転車等の移動および保管..... 8
 - 176 自転車等の移動および保管..... 9
 - 177 指定地域密着型サービス事業者の指定 10
 - 178 指定地域密着型サービス事業者の廃止届を受理したもの 10
 - 179 住民票の職権による消除..... 10
 - 180 公共下水道の供用および下水の処理の開始 10
- 公告
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 11
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 11
- 農業委員会告示
 - 8 彦根市農業委員会定期総会の招集 11
- 水道事業告示
 - 11 彦根市指定給水装置工事事業者の指定 12
 - 12 彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したもの 12

条例

彦根市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月15日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第15号

彦根市市税条例の一部を改正する条例

彦根市市税条例(昭和25年彦根市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第34条の8第2項中「または」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「もしくは市民税に充当し」を「、個人の市民税もしくは森林環境税を納付し、もしくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、もしくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1

項および前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、および徴収する場合に併せて賦課し、および徴収する。

第41条中「および個人の県民税額」を「、個人の県民税額および森林環境税額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項および第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項および第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「となった場合においては」を「となった場合には」に、「納期がある場合においては、」を「納期がある場合には」に、「納期がない場合においては、直ちに」を「納期がない場合には直ちに、」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「および均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条および第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号および同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「および側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「および道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

付則第12条の2の2第4項および付則第13条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定および付則第3条第1項の規定(この条例による改正後の彦根市市税条例(以下「新条例」という。)付則第13条の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日

(2) 第34条の8第2項ならびに第38条の見出しおよび同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定ならびに第41条、第44条、第47条、第47条の2および第47条の6の

改正規定ならびに付則第12条の2の2第4項および付則第13条の2第3項の改正規定ならびに次条第1項ならびに付則第3条第1項(新条例付則第13条の2第3項に係る部分に限る。)および第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定および次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の彦根市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき彦根市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エおよび付則第13条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第12条の2の2第4項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

彦根市子ども・若者会議条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月15日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第16号

彦根市子ども・若者会議条例等の一部を改正する条例

(彦根市子ども・若者会議条例の一部改正)

第1条 彦根市子ども・若者会議条例(平成25年彦根市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年彦根市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第

19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号または第3号」を「同号または同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年彦根市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月15日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第17号

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例

彦根市火災予防条例(昭和48年彦根市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車または同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)」に「を」「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)」にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて「に、「および全出力200キロワットを超えるものを除く。)」を「を除く。)」をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体および充電ポスト(コネクターおよび充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。))にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、または覆われた外壁で開口部のないものに面するとき」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、または覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続

部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項第18号を同項第19号とし、同項第17号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項または前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」または「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号または日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号または日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定および次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、または設置の工事がされているこの条例による改正後の彦根市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造および管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識または健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、または設置の工事がされている新条例第23条第2項または第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

告示

彦根市告示第167号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年6月5日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

福満公園

- 3 移動日時
令和 5 年 6 月 1 日 午後 3 時から午後 3 時 30 分まで
- 4 保管場所
彦根市山之脇町 33 番地 1 地先
- 5 保管期間
告示の日から 3 箇月間
- 6 返還日時
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。
(1) 自転車等の鍵
(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市政策部都市計画課(電話 0749-30-6124)

彦根市告示第 168 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により、介護扶助および介護支援給付のための介護担当機関を下記のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 8 日

彦根市長 和田裕行

記

指定する事業所等の名称	指定する事業所等の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
デイサービスはるのうみ	彦根市西今町 369 番地 1	医療法人恭昭会 理事長 布目雅稔	彦根市西今町 369 番地 1	通所介護 介護予防通所リハビリテーション	令和 5 年 5 月 1 日

彦根市告示第 169 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により、介護扶助および介護支援給付のための介護担当機関を下記のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 8 日

彦根市長 和田裕行

記

指定する事業所等の名称	指定する事業所等の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
彦根中央病院訪問リハビリ	彦根市西今町 421 番地	医療法人恭昭会 彦根中央病院 理事長 布目雅稔	彦根市西今町 369 番地 1	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養	令和 5 年 5 月 1 日

				管理指導	
--	--	--	--	------	--

彦根市告示第 170 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 の規定に基づき指定を行った介護機関から下記のとおり事業の廃止の届出があったので、告示する。

令和 5 年 6 月 8 日

彦根市長 和田 裕 行

記

介護機関の名称	介護機関の所在地	開設者	廃止年月日
デイケアはるのうみ	彦根市西今町 369 番地 1	医療法人恭昭会 理事長 布目 雅稔	令和 5 年 4 月 30 日

彦根市告示第 171 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 の規定に基づき指定を行った介護機関から下記のとおり事業の廃止の届出があったので、告示する。

令和 5 年 6 月 8 日

彦根市長 和田 裕 行

記

介護機関の名称	介護機関の所在地	開設者	廃止年月日
彦根中央病院	彦根市西今町 421 番地	医療法人恭昭会 彦根中央病院 理事長 布目 雅稔	令和 5 年 5 月 22 日

彦根市告示第 172 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 82 条第 2 項の規定に基づき、居宅介護支援事業者の廃止届を受理したので、同法第 85 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 9 日

彦根市長 和田 裕 行

事業所の名称	事業所の所在地	事業者	サービスの種類	事業所番号	廃止届受理年月日	廃止年月日
ケアプラ ンセンタ ーえんじ ゅ彦根城	彦根市元町 1 番 43 号	株式会社 T. S. I 代表取締役 北山 忠雄	居宅介護支 援	2570201190	令和 5 年 5 月 25 日	令和 5 年 6 月 30 日

彦根市告示第 173 号

彦根市地域除雪作業委託事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 6 月 12 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市地域除雪作業委託事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市地域除雪作業委託事業補助金交付要綱(平成 29 年彦根市告示第 219 号)の一部を次のように改正する。

(2) 使用する除雪機械の写真

別記様式第 1 号中

(上記 2(6)の使用機械に係る記載内容と照合できるよう、機械の
されている型式が分かるように撮影した複数枚の写真、銘板(製造
等を車体に表示したプレート)の写真、車検証の写し等を添付して

(2) 使用機械の正面または側面の写真(型式標記が分か

正面または側面に標記
者、型式、製造年月日
ください。)

を

の上記 2(6)の使用機械に係る記載内容が確認できる書
(当該使用機械が本市が委託業者と締結する除雪の契
ある場合は、添付を省略することができます。)

るものに限る。)、車検証の写し等
 類
 約に係る使用機械と同一のもので に改める。

付 則

この告示は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 174 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 12 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 移動理由
 条例第 11 条第 2 項に該当したため
- 2 移動区域
 彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所
- 3 移動日時
 令和 5 年 5 月 10 日午後 2 時頃
- 4 保管場所
 彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)
- 5 保管期間
 告示の日から 3 箇月間
- 6 返還日時
 (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
 (2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
 事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
 (1) 自転車等の鍵
 (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
 (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
 保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
 彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 175 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 12 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 移動理由
 条例第 10 条に該当したため

- 2 移動区域
彦根駅前自転車等放置禁止区域
- 3 移動日時
令和5年5月29日午後1時頃
- 4 保管場所
彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)
- 5 保管期間
告示の日から3箇月間
- 6 返還日時
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
(1) 自転車等の鍵
(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
彦根市都市政策部交通政策課(電話30-6134)

彦根市告示第176号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年6月12日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 移動理由
条例第10条に該当したため
- 2 移動区域
稲枝駅前自転車等放置禁止区域
- 3 移動日時
令和5年5月30日午後1時頃
- 4 保管場所
彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)
- 5 保管期間
告示の日から3箇月間
- 6 返還日時
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
(1) 自転車等の鍵
(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 177 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 5 年 6 月 13 日

彦根市長 和田裕行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
機能訓練特化型デイサービスがじゅまる	彦根市川瀬馬場町 1082 番地 3	医療法人玄一会 理事長 中塚 貴之	地域密着型 通所介護	令和 5 年 6 月 1 日	2590200297	令和 5 年 6 月 1 日 から 令和 11 年 5 月 31 日 まで

彦根市告示第 178 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の廃止届を受理したので、同法第 78 条の 11 第 2 号の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 13 日

彦根市長 和田裕行

事業所の名称	事業所の所在地	事業者	サービスの種類	事業所番号	廃止届受理年月日	廃止年月日
リハプライド彦根	彦根市銀座町 4 番 19 号	リハコンテンツ株式会社 代表取締役 山下 哲司	地域密着型 通所介護	2590200271	令和 5 年 4 月 26 日	令和 5 年 6 月 30 日

彦根市告示第 179 号

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 8 条および住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 12 条第 1 項の規定により次の者の住民票を職権で消除したが、当該消除した旨の通知を受けるべき者の住所および居所が明らかでないため、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 14 日

彦根市長 和田裕行

住所	氏名	生年月日	性別	消除年月日
(略)				令和 5 年 6 月 14 日

彦根市告示第 180 号

彦根市公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定により、下記のとおり告示し、関係図面を令和 5 年 6 月 15 日から同月 29 日まで(土曜日および日曜日を除く。)彦根市上下水道部上下水道業務課に据え置き、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 15 日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 供用および下水の処理を開始する年月日
令和 5 年 6 月 15 日
- 2 供用および下水の処理を開始する区域
高宮町、川瀬馬場町および極楽寺町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
上下水道部上下水道業務課において縦覧に供する。

4 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置および名称

- (1) 位置 彦根市松原町 1550 番地
- (2) 名称 滋賀県琵琶湖流域下水道東北部浄化センター

5 供用を開始する排水施設の分流式または合流式の別
分流式

公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年6月12日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市駅東町 11 番 5 株式会社イズミ 代表取締役 泉 藤博	彦根市大藪町字大野 274 番 82、307 番 1、307 番 2、308 番 1、308 番 6、1804 番、1804 番 1、1805 番、1806 番、1807 番、1808 番および 1809 番 1 彦根市大藪町字寄洲 1810 番 1、1810 番 2 の一部、1810 番 3、1810 番 4、1810 番 5、1810 番 6、1810 番 7、1810 番 8、 1811 番の一部および 1811 番 2 の一部	7,011.37 m ²	令和 5.6.12	936

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年6月14日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市野口町 283 番地 2 株式会社橋本不動産 代表取締役 橋本 浩 二	彦根市大堀町字下岩光寺 425 番 1 彦根市大堀町字五反地 426 番 1 彦根市大堀町字石塚 463 番、 464 番 1、464 番 2、465 番、 466 番、466 番 2 および 467 番 1	8,546.38 m ²	令和 5.6.14	928

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第8号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和5年6月2日

彦根市農業委員会

会長 田中 金二

記

- 1 日時 令和5年6月9日(金) 午後1時30分から午後4時まで
- 2 場所 彦根市役所5階 会議室5-1、5-2
- 3 議題

- (1) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- (2) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- (3) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- (4) 彦根市農用地利用集積計画(案)について
- (5) 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

水道事業告示

彦根市水道事業告示第 11 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 5 年 6 月 5 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	563
氏名または名称	株式会社 I D E A L
代表者氏名	代表取締役 笹木 直樹
住所	大阪市都島区高倉町一丁目 11 番 19 号樋口ハイツ 301 号
当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社 I D E A L
上記事業所の所在地	大阪市都島区高倉町一丁目 11 番 19 号樋口ハイツ 301 号
指定年月日	令和 5 年 5 月 12 日

彦根市水道事業告示第 12 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 7 条第 3 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したものは、下記のとおりである。

令和 5 年 6 月 5 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	氏名または名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	廃止年月日
409	磯部 保夫	磯部設備	東近江市中里町 577 番地	平成 21 年 4 月 13 日	平成 29 年 12 月 31 日